

2013年6月13日

児童ポルノ禁止法改正に対する民主党の考え方（案）

民主党法務・内閣（少子化・男女共同参画特別）部門
児童ポルノ禁止法 WT

児童ポルノは、児童に対する性的搾取及び性的虐待であってその心身に有害な影響を与えるものであり、児童に対する重大かつ深刻な人権侵害です。1999年に児童買春・児童ポルノ禁止法が成立し、児童ポルノの製造・提供等が処罰されるようになり、2004年の改正においては法定刑が引き上げられましたが、昨今のパソコンの普及やインターネットの発達により、児童ポルノは容易に世界中に広がるようになり、複製も簡単になっているという実態があります。

このような現状の改善は、基本的には製造・提供側を規制する現行法による取締りを徹底することにより図られるべきですが、需要があるからこそ供給があるのも事実であり、冤罪や警察権力の乱用を防ぎつつ、悪質で、かつ供給を喚起するような行為については処罰対象とする必要性があるといえます。

そこで、民主党は以下のような考え方のもと、法改正に向けた準備を進めています。

1. 民主党の基本的考え方

- ・性的搾取・性的虐待から子どもを守る。
- ・虚偽の自白による冤罪や別件逮捕など警察権力の乱用を防ぎ、かつ、子どもを守るという人権への配慮と実効性を両立させる。
- ・日本の児童ポルノ規制に関して国際的な批判等が聞こえる中、児童ポルノ根絶・排除に対する日本の取組をアピールする。

2. 具体的な内容

○児童ポルノの定義の明確化

「殊更に」「児童の性的な部位が露出・強調されているもの」等の客観的な要件を付加することにより、適用範囲を実態に合わせて一部拡大しつつ、定義を明確化する。

○児童ポルノ取得罪の新設と対象範囲の拡大

- ・児童ポルノを自己の意思に基づいて取得した場合、罰則を設ける。（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

- ・盗撮等の場合にも処罰範囲を拡大する。
- 心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する制度の充実及び強化
- ・心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置を講ずる主体及び責任を明確化する。
 - ・心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の定期的な検証等を行う。

○適用上の注意規定の明確化等

- ・架空のものを描写した漫画・アニメーション・コンピュータゲーム等が本法の対象でないことを法文上明確にする。
- ・学術研究、文化芸術活動、報道等に関する国民の権利及び自由を不当に侵害しないように留意し、児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護し、その権利を保護するという法の本来の目的を逸脱して他の目的のために濫用することを禁止する。

3. 自民・維新・公明党の改正案について

自民党や維新の会は、憲法改正論にも見られるように、表現の自由の抑制や公権力の強化を進めようとしている感がある。

民主党は、基本的人権の尊重、表現の自由、公権力の抑止等の観点で検討を進めていく。

○「単純所持」の禁止及び事故の性的好奇心を満たす目的での所持等についての罰則の新設（6条の2及び7条）

自民・維新・公明案では、まず、みだりに児童ポルノを所持等することを禁止（いわゆる「単純所持」の禁止）した上で、自己の性的好奇心を満たす目的での所持等について罰則を新設することとしている。しかし、どのような目的で所持したかについては、外形上判断が難しく、自白に頼らずに立証することが難しい。特に、児童ポルノが紙一枚又は電磁的記録という、本人に察知されることなく他人の所持という状況を容易に作りだせるものであることから、陥れの危険が著しく高い。

また、所持を処罰すると、過去に社会的に許容されていたものも、児童ポルノに該当する可能性があれば、廃棄処分しなければならないこととなる。過去の雑誌・書籍や、パソコン内等に残っている電磁的記録をすべてチェックするよう強いることはできないと考える。

そのため、民主党は、児童ポルノの拡大を防ぐと同時に、虚偽の自白による冤罪等を防ぐという観点から、入手のプロセスについて立証せざるを得ないと考え、入手そのものを可罰的な行為として取り上げることとしている。

○漫画、アニメーション、コンピュータ等の規制（附則2条）

自民・維新・公明案では、漫画等の規制及びブロッキング措置について、施行後3年を目途に必要な措置が講ぜられるものとしている。

本来この法律は、実在する児童の権利保護が目的である。また、表現の自由に対して萎縮効果を及ぼしかねず、まさに安倍政権が進める「クールジャパン」を後退しかねない。

民主党は、架空のものを描写した漫画等について規制の対象ではないことを明確化するとともに、これらの規制に関する検討条項を設けないこととしている。